

山鹿市選挙管理委員会告示第46号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における投票所は別紙のとおりである。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



(別紙)

投 票 所 一 覧

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

投票区	投 票 所 名	所 在 地
1	山 鹿 市 役 所	山 鹿 市 山 鹿 987 番 地 3
2	山 鹿 保 育 園	山 鹿 市 川 端 町 402 番 地
3	め の だ け 小 学 校	山 鹿 市 南 島 1125 番 地
4	川 辺 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	山 鹿 市 保 多 田 1551 番 地
5	平 小 城 地 区 公 民 館	山 鹿 市 平 山 5380 番 地
6	山 鹿 市 総 合 体 育 館	山 鹿 市 熊 入 町 416 番 地
7	三 岳 地 区 公 民 館	山 鹿 市 津 留 19 番 地 5
8	霊 仙 交 流 セ ン タ ー	山 鹿 市 久 原 5452 番 地
9	山 鹿 健 康 福 祉 セ ン タ ー	山 鹿 市 中 578 番 地
10	大 道 地 区 公 民 館	山 鹿 市 方 保 田 155 番 地 3
11	山 鹿 中 学 校 武 道 館	山 鹿 市 山 鹿 465 番 地 1
12	鹿 本 高 校 セ ミ ナ ー ハ ウ ス	山 鹿 市 鹿 校 通 二 丁 目 14 番 1 号
13	岳 間 研 修 セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 北 町 多 久 1380 番 地
14	鹿 北 市 民 セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 北 町 四 丁 1612 番 地
15	広 見 研 修 セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 北 町 芋 生 3962 番 地 2
16	内 田 構 造 改 善 セ ン タ ー	山 鹿 市 菊 鹿 町 上 内 田 618 番 地
17	菊 鹿 市 民 セ ン タ ー	山 鹿 市 菊 鹿 町 下 内 田 713 番 地
18	城 北 体 育 館	山 鹿 市 菊 鹿 町 松 尾 57 番 地
19	鹿 本 ふ れ あ い セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 本 町 来 民 962 番 地 の 1
20	鹿 本 市 民 セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 本 町 来 民 686 番 地 1
21	高 橋 区 公 民 館	山 鹿 市 鹿 本 町 高 橋 299 番 地 2
22	水 辺 の 学 習 館 ゆ め ほ た る	山 鹿 市 鹿 本 町 中 川 1130 番 地 5
23	鹿 央 市 民 セ ン タ ー	山 鹿 市 鹿 央 町 合 里 158 番 地 1
24	山 内 体 育 館	山 鹿 市 鹿 央 町 梅 木 谷 245 番 地

山鹿市選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法第40条第1項ただし書きの規定により、令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における投票区の投票所の開閉時刻を、別紙のとおりとした。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



(別紙)

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

投票区	投票所名	繰上時間	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
1	山鹿市役所	1時間	午前7時	午後7時
2	山鹿保育園	1時間	午前7時	午後7時
3	めのだけ小学校	1時間	午前7時	午後7時
4	川辺地域コミュニティセンター	1時間	午前7時	午後7時
5	平小城地区公民館	1時間	午前7時	午後7時
6	山鹿市総合体育館	1時間	午前7時	午後7時
7	三岳地区公民館	1時間	午前7時	午後7時
8	霊仙交流センター	1時間	午前7時	午後7時
9	山鹿健康福祉センター	1時間	午前7時	午後7時
10	大道地区公民館	1時間	午前7時	午後7時
11	山鹿中学校武道館	1時間	午前7時	午後7時
12	鹿本高校セミナーハウス	1時間	午前7時	午後7時
13	岳間研修センター	1時間	午前7時	午後7時
14	鹿北市民センター	1時間	午前7時	午後7時
15	広見研修センター	1時間	午前7時	午後7時
16	内田構造改善センター	1時間	午前7時	午後7時
17	菊鹿市民センター	1時間	午前7時	午後7時
18	城北体育館	1時間	午前7時	午後7時
19	鹿本ふれあいセンター	1時間	午前7時	午後7時
20	鹿北市民センター	1時間	午前7時	午後7時
21	高橋区公民館	1時間	午前7時	午後7時
22	水辺の学習館ゆめほたる	1時間	午前7時	午後7時
23	鹿央市民センター	1時間	午前7時	午後7時
24	山内体育館	1時間	午前7時	午後7時

山鹿市選挙管理委員会告示第48号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙において、公職選挙法第175条の規定により投票記載所内の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき場所及び日時を下記のとおり定めた。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
 山鹿市役所4階 401会議室
- 2 日 時 令和7年7月3日（水） 午後5時30分

山鹿市選挙管理委員会告示第49号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙 投票管理者及び同職務代理者一覧

投票区	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
1	猿渡 裕一	山鹿市山鹿	一瀬 健太郎	山鹿市山鹿
2	山口 健剛	熊本市北区植木町広住	星子 真一	山鹿市山鹿
3	西村 誠也	山鹿市鹿央町千田	角田 淳	山鹿市南島
4	長瀬 勝美	山鹿市杉	古川 勇児	山鹿市西牧
5	井口 哲一	山鹿市泉町	井上 恵介	山鹿市中
6	長迫 貴	山鹿市熊入町	緒方 正浩	山鹿市熊入町
7	鬼塚 由加	山鹿市山鹿	古江 将一郎	山鹿市津留
8	淵上 秀昭	山鹿市古閑	松山 修	山鹿市蒲生
9	松本 竜典	合志市幾久富	高本 健介	山鹿市中
10	飯田 孝行	山鹿市方保田	西牟田 誠	山鹿市古閑
11	小林 政博	山鹿市鹿校通	阿蘇品 邦彦	山鹿市中
12	徳永 智則	山鹿市古閑	宮崎 歩	山鹿市鹿校通
13	北原 チヅ	山鹿市鹿北町椎持	小笠原 司	山鹿市方保田
14	井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生	稲葉 英徳	山鹿市鹿北町芋生
15	伊織 充	山鹿市鹿北町芋生	野中 孝久	合志市須屋
16	古家 祐一	山鹿市菊鹿町上内田	渡辺 暁雄	合志市御代志
17	原田 有希	山鹿市菊鹿町上永野	山品 貴裕	山鹿市菊鹿町長
18	富田 和成	山鹿市菊鹿町松尾	菊川 知美	山鹿市菊鹿町松尾
19	石田 裕輔	山鹿市鹿本町来民	永田 浩樹	山鹿市鹿本町来民
20	豊田 隆一郎	山鹿市鹿本町来民	高田 圭一	山鹿市鹿本町来民
21	森 英州	山鹿市鹿本町庄	春田 真理子	山鹿市鹿本町高橋
22	財津 敏郎	山鹿市方保田	芳川 圭	山鹿市鹿央町千田
23	佐伯 勝徳	山鹿市鹿央町合里	有働 和史	山鹿市鹿央町岩原
24	原 幸男	山鹿市鹿央町岩原	森 浩樹	山鹿市鹿央町霜野

山鹿市選挙管理委員会告示第50号

令和7年7月20日執行の第27回参议院議員通常選挙における期日前投票所は下記のとおりである。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

対象区域	建物等の名称	所在地	設置期間
山鹿市全域	山鹿市役所	山鹿市山鹿987番地3	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
	鹿北市民センター	山鹿市鹿北町四丁1612番地	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで
	菊鹿市民センター	山鹿市菊鹿町下内田713番地	
	鹿本市民センター	山鹿市鹿本町来民686番地1	
	鹿央市民センター	山鹿市鹿央町合里158番地1	

山鹿市選挙管理委員会告示第51号

令和7年7月20日執行の第27回参议院議員通常選挙における期日前投票管理者及び期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

期 日 前 投 票 管 理 者 及 び 同 職 務 代 理 者

期日前投票所：山鹿市役所 1階会議室

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
7月4日	池尻 尚光	山鹿市西牧	渡邊 和代	山鹿市寺島
7月5日	東 栄二郎	山鹿市鹿北町岩野	木下 香屋子	山鹿市中
7月6日	緒方 浩介	山鹿市方保田	徳永 次郎	山鹿市菊鹿町木野
7月7日	富田 幸誠	山鹿市鹿本町津袋	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原
7月8日	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原	渡邊 和代	山鹿市寺島
7月9日	木下 香屋子	山鹿市中	緒方 浩介	山鹿市方保田
7月10日	渡邊 和代	山鹿市寺島	富田 幸誠	山鹿市鹿本町津袋
7月11日	徳永 次郎	山鹿市菊鹿町木野	池尻 尚光	山鹿市西牧
7月12日	東 栄二郎	山鹿市鹿北町岩野	木下 香屋子	山鹿市中
7月13日	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原	東 栄二郎	山鹿市鹿北町岩野
7月14日	緒方 浩介	山鹿市方保田	徳永 次郎	山鹿市菊鹿町木野
7月15日	富田 幸誠	山鹿市鹿本町津袋	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原
7月16日	池尻 尚光	山鹿市西牧	富田 幸誠	山鹿市鹿本町津袋
7月17日	渡邊 和代	山鹿市寺島	緒方 浩介	山鹿市方保田
7月18日	木下 香屋子	山鹿市中	池尻 尚光	山鹿市西牧
7月19日	徳永 次郎	山鹿市菊鹿町木野	東 栄二郎	山鹿市鹿北町岩野

(別 紙)

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

期日前投票所 鹿北市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7月12日	野中 貞臣	山鹿市鹿北町多久	阿部 一行	山鹿市鹿北町四丁
7月13日	樺 利弘	山鹿市鹿北町多久	野中 貞臣	山鹿市鹿北町多久
7月14日	河内 克則	山鹿市鹿本町御宇田	樺 利弘	山鹿市鹿北町多久
7月15日	川崎 美明	山鹿市鹿北町四丁	河内 克則	山鹿市鹿本町御宇田
7月16日	堤 高治	山鹿市鹿北町岩野	川崎 美明	山鹿市鹿北町四丁
7月17日	白田 俊輔	山鹿市鹿北町岩野	堤 高治	山鹿市鹿北町岩野
7月18日	才田 豊昭	山鹿市鹿北町椎持	白田 俊輔	山鹿市鹿北町岩野
7月19日	阿部 一行	山鹿市鹿北町四丁	才田 豊昭	山鹿市鹿北町椎持

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

期日前投票所 菊鹿市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7月12日	中野 正治	山鹿市菊鹿町山内	富田 祐一	山鹿市菊鹿町上永野
7月13日	中満 孝代	山鹿市菊鹿町下永野	原口 しげみ	山鹿市菊鹿町山内
7月14日	飯川 康秀	山鹿市菊鹿町相良	中満 孝代	山鹿市菊鹿町下永野
7月15日	原口 しげみ	山鹿市菊鹿町山内	堀 正志	山鹿市菊鹿町下永野
7月16日	堀 正志	山鹿市菊鹿町下永野	飯川 春男	山鹿市菊鹿町相良
7月17日	富田 祐一	山鹿市菊鹿町上永野	飯川 康秀	山鹿市菊鹿町相良
7月18日	飯川 春男	山鹿市菊鹿町相良	中野 正治	山鹿市菊鹿町山内
7月19日	中満 孝代	山鹿市菊鹿町下永野	富田 祐一	山鹿市菊鹿町上永野

(別 紙)

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

期日前投票所 鹿本市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7月12日	前田 勝次	山鹿市鹿本町高橋	園田 セイコ	山鹿市鹿本町中富
7月13日	吉岡 昭敏	山鹿市鹿本町来民	前田 勝次	山鹿市鹿本町高橋
7月14日	園田 セイコ	山鹿市鹿本町中富	田中 喜代美	山鹿市鹿本町中川
7月15日	境 加代子	山鹿市鹿本町中川	増田 京子	山鹿市鹿本町梶屋
7月16日	衛藤 澄香	山鹿市鹿本町下分田	吉岡 昭敏	山鹿市鹿本町来民
7月17日	前田 幸春	山鹿市鹿本町下分田	衛藤 澄香	山鹿市鹿本町下分田
7月18日	増田 京子	山鹿市鹿本町梶屋	岩下 喜代美	山鹿市鹿本町分田
7月19日	岩下 喜代美	山鹿市鹿本町分田	川俣 忍	山鹿市鹿本町来民

(別 紙)

令和7年7月20日執行 第27回参議院議員通常選挙

期日前投票所 鹿央市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
7月12日	米加田 純正	山鹿市鹿央町中浦	坂田 英二	山鹿市鹿央町千田
7月13日	富安 豪	山鹿市鹿央町千田	江藤 一洋	山鹿市中央通
7月14日	富田 孝敏	山鹿市鹿央町持松	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原
7月15日	丸山 秀士	山鹿市鹿央町合里	坂田 英二	山鹿市鹿央町千田
7月16日	牛嶋 達夫	山鹿市鹿央町岩原	坂田 英二	山鹿市鹿央町千田
7月17日	吉本 政幸	山鹿市鹿央町千田	江藤 一洋	山鹿市中央通
7月18日	酒井 仁	山鹿市鹿央町合里	坂田 英二	山鹿市鹿央町千田
7月19日	木下 政司	山鹿市鹿央町合里	原 弘文	山鹿市鹿央町岩原

山鹿市選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第44条第1項の
指定在外選挙投票区を下記のとおり定めた。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

指定在外選挙投票区 第1投票区

山鹿市選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定により、在外投票に係る期日前投票所を下記のとおり定めた。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

在外選挙投票に係る期日前投票所

山鹿市山鹿987番地3

山鹿市役所

山鹿市選挙管理委員会告示第54号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における不在者投票所は下記のとおりである。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1 対象区域 | 山鹿市 |
| 2 建物等の名称 | 山鹿市役所 |
| 3 所在地 | 山鹿市山鹿987番地3 |
| 4 設置期間 | 令和7年7月4日から令和7年7月19日まで |

山鹿市選挙管理委員会告示第55号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時を
下記のとおり定めた。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

1 場 所 山鹿市熊入町416番地
山鹿市総合体育館

2 日 時 令和7年7月20日(日) 午後8時30分

山鹿市選挙管理委員会告示第56号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、下記のとおり選任した。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

	住 所	氏 名
開票管理者	山鹿市鹿北町岩野3872番地	東 栄 二 郎
同職務代理者	山鹿市西牧958番地	池 尻 尚 光

山鹿市選挙管理委員会告示第57号

令和7年7月20日執行の第27回参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者につき、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う場所及び日時を下記のとおり定めた。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

- 1 場 所 山鹿市山鹿987番地3
 山鹿市役所

- 2 日 時 令和7年7月17日(木) 午後5時30分

山鹿市選挙管理委員会告示第58号

選挙人名簿の登録の移替えの延期を定めることについて

令和7年7月20日執行の第27回参议院議員通常選挙に係る公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、選挙人名簿の登録の移替えを下記のとおりに延期する。

令和7年7月3日

山鹿市選挙管理委員会

委員長 東 栄 二 郎



記

登録の移替えを延期する期間

令和7年7月3日から令和7年7月20日まで